

平成 2 4 年度
海 事 局 関 係
税 制 改 正 要 望 結 果 概 要

平成 2 4 年 1 月
国土交通省海事局

平成24年度税制改正大綱【海事局関係】

第3章 平成24年度税制改正

2. 資産課税

(3) その他の租税特別措置等

〔国税〕

(廃止・縮減等)

- ⑦ 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の3.5（現行1,000分の3）に引き上げた上、その適用期限を2年延長します。【32頁】

〔地方税〕

(廃止・縮減等)

〈固定資産税・都市計画税〉

- ⑦ 外国貿易船に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の6分の1（現行10分の1）とします。【36頁】

(延長・拡充等)

〈固定資産税・都市計画税〉

- ⑫ 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の18分の1（現行15分の1）とした上、その適用期限を3年延長します。【39頁】

3. 法人課税

(3) 中小企業税制

〔国税〕

(延長・拡充等)

- ① 中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します（所得税についても同様とします。）。【43頁】

(6) その他

〔国税〕

- ⑦ 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）については、更なる経済安全保障確保の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国海外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充します。

(注) 上記の改正は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。【49頁】

4. 消費課税

(3) 租税特別措置等

[地方税]

(延長・拡充等)

〈軽油引取税〉

- ① 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長します。【62頁】

②～④ 略

7. 検討事項

[地方税]

- (7) 軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討します。【75頁】

対外船舶運航事業の用に供する船舶に乗り組む船員に係る課税の見直し

○ 船員の住民税について、

- ① 平成元年の自治省内かんについてはその性格上、発出した時点で役目を終えている。
 - ② 地方団体に対する助言に過ぎず拘束力を持たない。
 - ③ いわゆる不均一課税については、地方税法にのっとって各自治体の判断で可能である。
- 以上のことについて、
- ④ 総務省から自治体に対し周知する。

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の拡充(法人税・法人住民税・法人事業税)

背景・目的

【経済安全保障の確立】

- 東日本大震災や原発事故を契機として、日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立の必要性が明確になったところ。

(例:外国船社による日本寄港の忌避・外国政府による一定海域の避難勧告 等)。

➡ ①日本船舶増加のペースアップと②日本の外航海運事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶の確保を図ることによる経済安全保障の早急な確立が必要。

【国際競争力の強化】

- 諸外国においては、自国船舶に加え外国船舶もトン数標準税制の適用対象としている一方、我が国の現行トン数標準税制の適用範囲は日本船舶に限定されていることなどから、我が国の外航海運事業者は諸外国と比較して税負担が重い状況。

➡ 厳しい国際競争を強いられている日本商船隊の競争力確保・規模拡大に寄与。

現行制度の対象船舶

日本の外航海運事業者が運航する日本船舶

拡充内容

日本の外航海運事業者が運航する日本船舶
+
日本の外航海運事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶

※適用年度:平成25年4月1日以後に開始する事業年度